

議案第112号

損害賠償額の決定について（水道局関係）

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
金額 7,378,962円 (損害補填金 7,378,962円)	令和6年9月25日、中央区東心斎橋2丁目1番19号先において、道路に埋設されていた本市が管理する給水管が老朽化により破損したため、当該破損した箇所からあふれ出した水が被害者の経営する店舗内に漏れ出し、同店舗の家具等が損傷を受けたものである。
被害者 株式会社YGD-O	

令和7年5月15日提出

大阪市長 横山英幸

説明

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。